

公の施設における指定管理者制度導入指針

平成 1 7 年 2 月

豊 川 市

は じ め に

公の施設における「指定管理者制度」は、平成15年6月13日に地方自治法第244条の2の一部改正により創設され、同年9月2日から施行されています。

この新たな制度は、公の施設の管理において、従前の管理委託制度に替えて設けられたものであり、民間事業者等も施設管理者の対象に加えることにより、民間の活力や知識・技能を公の施設の管理運営に活かし、サービスの向上、経費の縮減などに寄与することが期待されています。

しかしながら、「指定管理者制度」の導入におきましては、条例等の整備、議決の義務付けなど多くの新たな手続が設けられており、制度の実施に向けて、計画的かつ総合的な準備を着実に進めていく必要があります。

したがって、「指定管理者制度」の内容を整理し、それを活用するための方針を定めることにより、この制度の円滑な導入を図ることを目的として、ここに市の基本的な指針を策定するものです。

目 次

第 1	指定管理者制度の概要について	
1	地方自治法の改正	1
2	指定管理者制度創設の趣旨	1
3	指定管理者制度の内容	2 ~ 5
	(1) 指定管理者制度と管理委託制度との相違点	
	(2) 指定の意義等	
	(3) 条例化すべき事項	
	(4) 指定に係る議会の議決	
	(5) 協定の締結	
	(6) 指定管理者に対する監督権限	
	(7) 事業報告書の提出	
	(8) 公の施設の利用権に関する処分についての不服申立て等	
	(9) 利用料金制	
	(10) 他の法律との関係	
第 2	本市における指定管理者制度の導入について	
1	行政改革大綱における考え方	6
2	導入についての基本的な考え方	6 ~ 9
	(1) 導入検討対象施設	
	(2) 指定期間	
	(3) 利用料金	
	(4) 指定管理料	
	(5) 減免の許可等	
3	指定管理者の指定手続	10・11
	(1) 指定管理者の指定手続等に関する条例の制定	
	(2) 指定管理者の募集	
	(3) 指定管理者の選定等	
4	指定管理者に対する監督	11・12
	(1) 事業報告書の提出	
	(2) 事業計画書の提出	
	(3) 事業の評価	
	(4) 指定管理者の指導	
5	導入時期	12
6	制度導入後における本指針の適用	12
7	導入作業のスケジュール	13

第1 指定管理者制度の概要について

1 地方自治法の改正

「指定管理者制度」は、民間事業者や民間非営利法人（NPO法人）など地方公共団体の指定を受けた指定管理者に公の施設の管理を代行させる制度です。

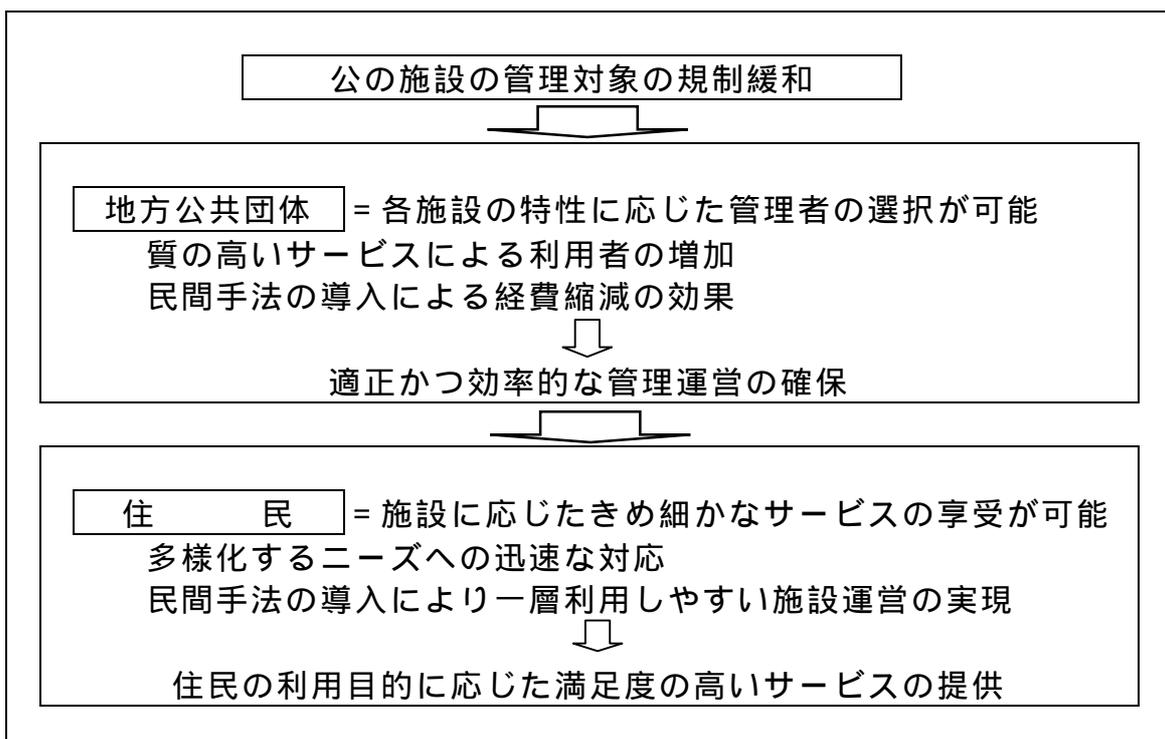
これは、平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により創設され、施行日から3年（平成18年9月1日まで）の間に、直営で管理を行う公の施設を除き、制度の導入を図っていくこととなります。

2 指定管理者制度創設の趣旨

公の施設の管理については、近年、民間事業者を活用する社会的環境が整ってきており、民間手法の積極的な導入により、サービスの向上、経費の縮減等の効果が期待されるようになってきました。

このような点を踏まえ、公の施設の管理者を限定している規制を緩和し、その適正な管理が行える仕組みを整え、住民サービスの質の向上を図るため、「指定管理者制度」が創設されたものです。

表 - 1 指定管理者制度導入の目的と効果



3 指定管理者制度の内容

(1) 指定管理者制度と管理委託制度との相違点

公の施設の管理については、これまでも¹公共団体、²公共的団体又は³政令で定める出資法人に委託することができる「管理委託制度」が設けられていましたが、新たに創設された「指定管理者制度」と従前の「管理委託制度」との主な相違点は、次の表のとおりです。

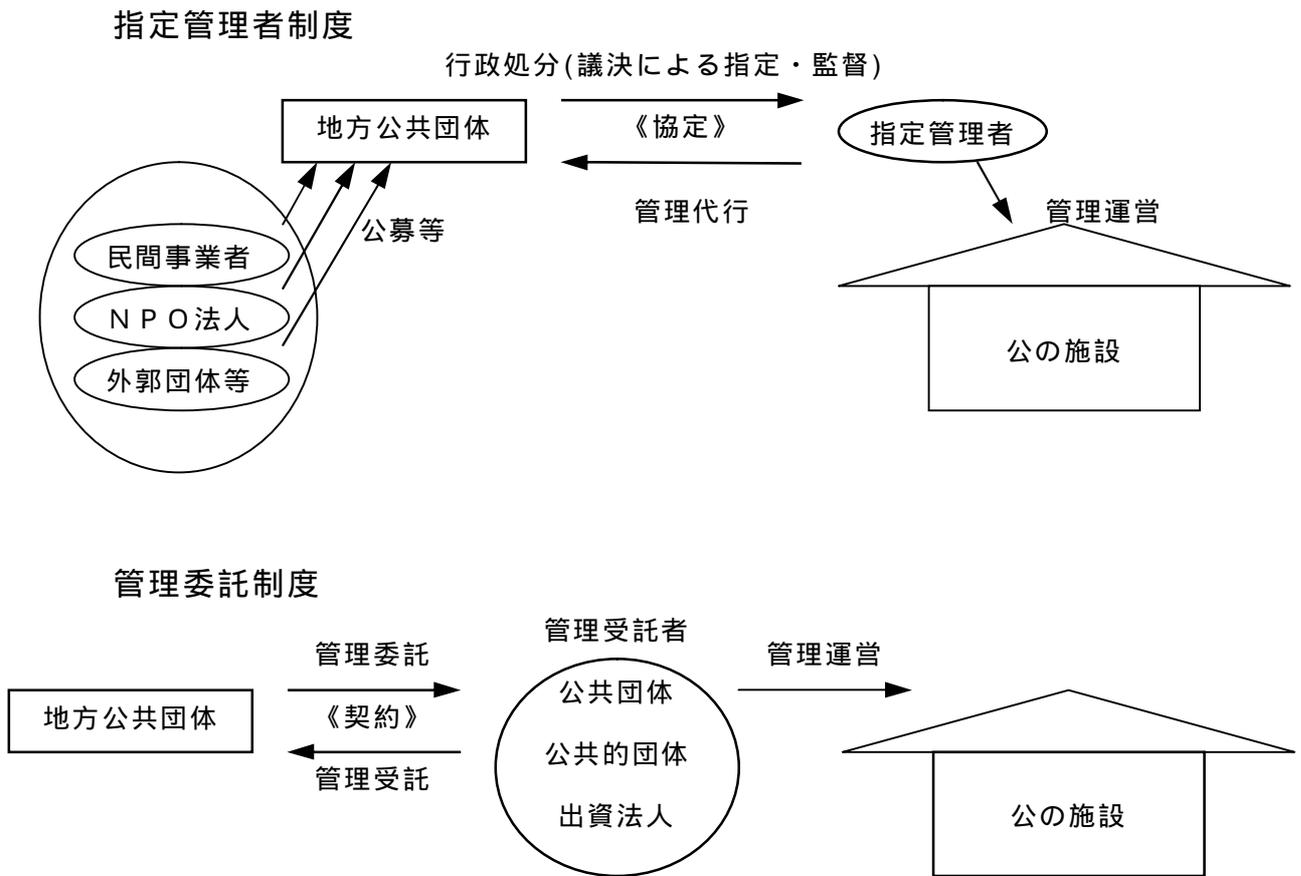
1 「公共団体」...県、市町村、土地改良区などの公の法人をいいます。
2 「公共的団体」...青年団、PTA、地縁団体、農業協同組合、社会事業団体など広く公共的な活動を目的とする団体をいいます。
3 「政令で定める出資法人」...市が資本金等の1/2以上を出資する法人又は1/4以上を出資する法人で市と密接な人事関係がある法人をいいます。

表 - 2 新旧制度の比較

	指定管理者制度	管理委託制度
管理者の範囲	特別な制約を設けず、民間事業者などもその対象に含まれます。	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定しています。
地方公共団体と管理者との関係	指定管理者は、地方公共団体が行う「 <u>行政処分</u> 」に基づき、地方公共団体の公の施設の管理業務を代行します。	管理受託者は、地方公共団体との間で締結する「 <u>委託契約</u> 」に基づき、公の施設の管理業務を請け負います。
管理者の管理権限	指定管理者は、地方公共団体の委任により、使用料の減免の許可など、広く公の施設の管理権限を行使するとともに、地方公共団体の監督を受けます。	管理受託者は、委託されて具体的な管理業務のみを行うものであり、権力的な管理権限は、地方公共団体が行使します。

「行政処分」...法規に基づいて、権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を発生させる行為をいい、営業許可や特許などもその中に含まれます。

表 - 3 新旧制度概念図



(2) 指定の意義等

指定管理者の指定は、契約行為ではなく、「行政処分」であり、指定管理者が行う公の施設の管理運営は、地方公共団体の委任に基づいて行う「代行」とであるとされています。

なお、指定管理者は、法人その他の団体でなければならず、個人が指定管理者になることはできません。

(3) 条例化すべき事項

地方公共団体は、「指定管理者制度」を導入する場合は、「¹指定の手続」、 「²管理の基準」及び 「³業務の範囲」について条例又は規則で定めなければなりません。

- | |
|--|
| <p>1 「指定の手続」...申請の方法や選定基準などを指します。</p> <p>2 「管理の基準」...休館日、開館時間、使用許可の基準などを指します。</p> <p>3 「業務の範囲」...施設の利用許可、使用料等の徴収などを指します。</p> |
|--|

(4) 指定に係る議会の議決

指定管理者の指定に当たり議会において議決すべき事項は、「公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」及び「指定の期間」とされています。なお、指定期間の長さについては、法令上特別な定めは置かれていないので、各地方公共団体で合理的な期間を定めることとなります。

(5) 協定の締結

指定管理者の権限は、「指定」という行政処分により生ずるものであり、契約の締結は要しませんが、管理業務の実施に関する詳細な事項は、市との協議に基づき、「協定」を締結することとなります。

(6) 指定管理者に対する監督権限

地方公共団体は、指定管理者に適正な管理業務を行わせるため、報告を求め、実地調査を行い、必要な指示を与え、業務の停止を命じ、又は指定を取り消すことができます。

(7) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務の実施状況、利用状況、使用料（利用料金）収入の実績などを記載した事業報告書を地方公共団体に提出しなければなりません。

(8) 公の施設の利用権に関する処分についての不服申立て等

指定管理者が行った使用許可などの処分に関する不服申立ては、すべて地方公共団体の長が受けることとされ、指定管理者の業務上の行為などによる損害賠償については、地方公共団体がその責任を負ったうえで、指定管理者の負うべき責任に応じて求償することとなります。

(9) 利用料金制

指定管理者は、条例の規定に基づき、指定管理者が定める利用料金を自らの収入とすることができます。ただし、指定管理者は、利用料金について、あらかじめ地方公共団体の承認を受けることにより、地方公共団体が定めた枠組みの中で、効率的かつ効果的なサービスを利用者に提供しなければなりません。

(10) 他の法律との関係

地方自治法の公の施設に関する規定は、公の施設を管理するための一般規定であり、学校教育法などの個別法令で特別な管理規定が置かれている場合には、その規定の方が優先されます。

したがって、個別法令で直営方式が義務付けられているような場合には、「指定管理者制度」を導入することはできません。

「直営方式」...地方公共団体が直接公の施設の管理を行う方法をいいます。

第2 本市における指定管理者制度の導入について

1 行政改革大綱における考え方

豊川市行政改革大綱「行政改革プラン21」の改革の重点項目の一つである～民間活力の活用～においては、次のように定めています。

行財政運営においては、財政状況の厳しさに対応した、事業の効果を測りながらの効率的な運営が求められています。民間企業で可能なものは民間で行う等事務事業の効率化を図るとともに、公共施設の建設等において、民間資金の活用と民間企業の経営能力及び技術的能力を活かすPFIの導入を推進します。

2 導入についての基本的な考え方

本市の公の施設の管理運営については、これまでも管理委託制度を活用し、施設の特性に応じて、その管理を外郭団体、出資法人、地域団体等に委託することにより、その機能をできるだけ活かせるようにするとともに、一部の施設においては、利用料金制を導入し、効果的・効率的な管理運営を行ってきたところです。

今回の指定管理者制度は、管理者の管理権限が拡充されたことで、より実態に合わせた管理運営が可能となりました。さらに、民間事業者等の能力が発揮できるようになったことで、施設が持つ機能の一層の向上を図ることが可能になるなど、利用者に対して満足度の高いサービスの提供が期待できるようになりました。したがって、この制度が設けられたことにより、上記の行政改革の内容をさらに推進することができる環境が整ったといえます。

そこで、本市としては、この指定管理者制度を十分に活用し、この制度の導入が可能なるすべての公の施設について検討を加えていくこととします。

(1) 導入検討対象施設

本市の公の施設のうち指定管理者制度の導入を検討する対象となる施設は、学校教育法などの個別法令により現在指定管理者制度が導入できない施設を除き、全部で143施設あります。それらの施設における管理状況は、次の表のとおりです。

なお、個別法令の規制により、現在検討の対象となっていない施設についても、法改正などの環境が整いしだい、積極的に指定管理者制度の導入を検討していくこととします。

また、これら143施設の管理のあり方の方針を定めたときは、市のホームページなどを利用して公表していく予定です。

表 - 4 対象施設の管理状況

(平成17年2月1日現在)

管 理 形 態 等	管 理 者		主 な 施 設	施 設 数	
直 営 方 式	市		地域文化広場 保育園(8) 保健センター 休日夜間急病診療所 市営住宅(19) 農業集落排水施設(2) 少年愛護センター プール 総合体育館	野球場 陸上競技場 庭球場 豊川地域文化広場庭球場 弘法山公園野球場 本野原第一公園広場 ジオスペース館 墓園・墓地(3)	45
	管理委託方式	外 郭 団 体	(福)豊川市社会福祉協議会	地域福祉センター(2) 社会福祉会館 老人デイサービスセンター(3) ゆうあいの里ふれあいセンター 在宅介護支援センター(3)	10
豊川市施設管理協会			文化会館 勤労福祉会館	赤塚山公園 体育センター	4
(福)豊川市保育協会			児童館(2) 児童デイサービスセンター	交通児童遊園	4
豊川市観光協会			豊川駅東駐車場 追分駐車場		2
小 計			20		
地 域 団 体		各児童遊園運営委員会	児童遊園		48
		各地区市民館運営委員会	地区市民館		21
		国府小学校区コミュニティ推進委員会	コミュニティセンター-国府市民館		1
		御油の松並木資料館運営委員会	御油の松並木資料館		1
		小 計			71
その 他 の 公 共 的 団 体		北設楽郡設楽町公共施設管理協会	野外センター		1
		(福)アパティア福祉会	心身障害者小規模授産施設		1
		豊川市母子寡婦福祉会	母子憩いの家		1
		小 計			3
中 計				94	
利 用 料 金 制 有	出 資 人	豊川市開発ビル(株)	諏訪公共第一駐車場 諏訪公共第二駐車場 催事場	3	
	その 他 の 公 共 的 団 体	ひまわり農業協同組合	稲荷北デイサービスセンター	1	
	中 計			4	
大 計				98	
合 計				143	

注 この表中「(福)」は社会福祉法人を、「(株)」は株式会社を表しています。

(2) 指定期間

指定管理者の指定期間は、原則として3年から5年（標準期間）の範囲内で、施設ごとに適切な期間を設定します。ただし、近年中に施設の廃止・変更が見込まれたり、P F I 選定事業者が長期にわたって施設管理を行うなど特別の理由があると認められる場合には、標準期間より短期間とし、又は合理的な範囲内で長期間とすることも可能とします。

「P F I 選定事業者」...民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営などの事業を実施する民間事業者をいい、通常15～30年が事業期間として設定されます。

(3) 利用料金

利用料金は、既にその制度を導入している施設については、引き続き適用していきます。それ以外の施設については、指定管理者制度に併せて利用料金を導入することにより、市民サービスの向上と効果・効率的な管理運営が実現できると認められる場合は、積極的に利用料金の導入を図っていくこととします。

(4) 指定管理料

無料施設など利用料金制度が導入できない施設や利用料金だけでは管理に要する経費を賄えないことが明らかな施設については、市から指定管理者に対し、指定管理料として委託料を支払うこととなります。

(5) 減免の許可等

指定管理者は、施設の使用許可を行うとともに、市長が従前の管理受託者には委託することができなかった使用料の減免に関する許可を市長に代わって行うこととなります。この場合において、指定管理者は、市が定めた減免の基準・方法に従って使用料の減免を行わなければなりません。

3 指定管理者の指定手続

(1) 指定管理者の指定手続等に関する条例の制定

指定管理者制度を導入する全施設に適用する「指定の手続」や「管理の基準」などを定める条例を新たに制定します。（平成17年3月定例会市議会に提出予定）

(2) 指定管理者の募集

ア 基本的な考え方

指定管理者の募集は、原則として公募によるものとします。ただし、地域住民の自主的な施設運営を確保するなど特別な理由により公募が適当でないと認められる場合を除きます。

イ 募集の周知方法

募集方法は、市役所の掲示場への告示を始め、市の広報やホームページなどを利用して広く応募者を募ります。

ウ 公募要領の作成

条例に定められている「管理の基準」を基本として、「応募資格」、「選定基準」など公募に関して周知すべき事項について公募要領を作成し、市のホームページなどに公表していきます。

なお、公募に当たっては、公募対象施設の管理運営状況の情報を積極的に応募希望者に提供するように努めます。

エ 公募期間

公募の期間は、原則として2箇月以上確保することとします。ただし、実施までに時間的な余裕がないなど特別な事情がある場合を除きます。

(3) 指定管理者の選定等

ア 選定委員会による指定管理者の候補の選定

市は、外部の有識者を含む指定管理者選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書などについて、条例の「管理の基準」や公募要領の「選定基準」に照らして、サービス提供のノウハウ、物的・人的能力の状況や管理運営コストなどを総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補に選定します。

イ 選定結果の通知

市は、指定管理者の候補を選定したときは、速やかに全応募者に対し選定の結果を通知します。

ウ 議案の提出

指定管理者を指定するための議案には、「公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」を記載し、議会の議決を受けて指定管理者を決定します。（平成17年12月定例市議会に提出予定）

エ 導入施設の個別条例の改正

指定管理者の指定が行われた施設の個別条例について、指定管理者に移行するために必要となる利用料金などの規定の整備を行います。（平成18年3月定例市議会に提出予定）

オ 協定の締結

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たって必要となる「指定管理料の額と支払方法」、「事業報告書の提出」、「財産の帰属」、「減免の取扱い」、「リスク管理」などの詳細な事項は、市と指定管理との協議により定め、協定を締結します。

カ 準備行為

市は、指定の議決後、必要に応じて、従前の管理者から指定管理者に対する事務引継を行うなど管理者の変更に伴う準備を整え、指定管理者制度への円滑な移行を図ります。

4 指定管理者に対する監督

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を市に提出しなければなりません。

(2) 事業計画書の提出

指定管理者は、指定期間の2年目以降の年度の事業の計画・目標を市の予算編成時までに提出し、双方協議のうえ、その内容を確定しなければなりません。

(3) 事業の評価

市は、指定管理者の事業効果を検証するため、毎年度、事業報告などに基づき、提供されたサービスの水準を含めて、事業結果の評価を行います。

(4) 指定管理者の指導

市は、事業結果の評価の内容により、必要に応じて、指定管理者に対し報告を求めたり、調査や指示などを行います。

5 導入時期

現在の導入検討対象施設については、平成16年度中に施設の管理のあり方の方針を決定します。その中で指定管理者の導入が決定した施設にあつては、平成17年度に指定管理者の指定に関する手続を完了し、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入していきます。

6 制度導入後における本指針の適用

本市の公の施設については、平成18年4月1日の指定管理者制度の導入以後においても、この指針の内容を踏まえて検討を加え、積極的に指定管理者制度の活用を図っていくこととします。

このページのスケジュールについては、随時、変更されていますので、最新の情報は「豊川市における指定管理者制度」のページにてご確認ください。

7 導入作業のスケジュール

